

地方公共団体における入札契約の現状

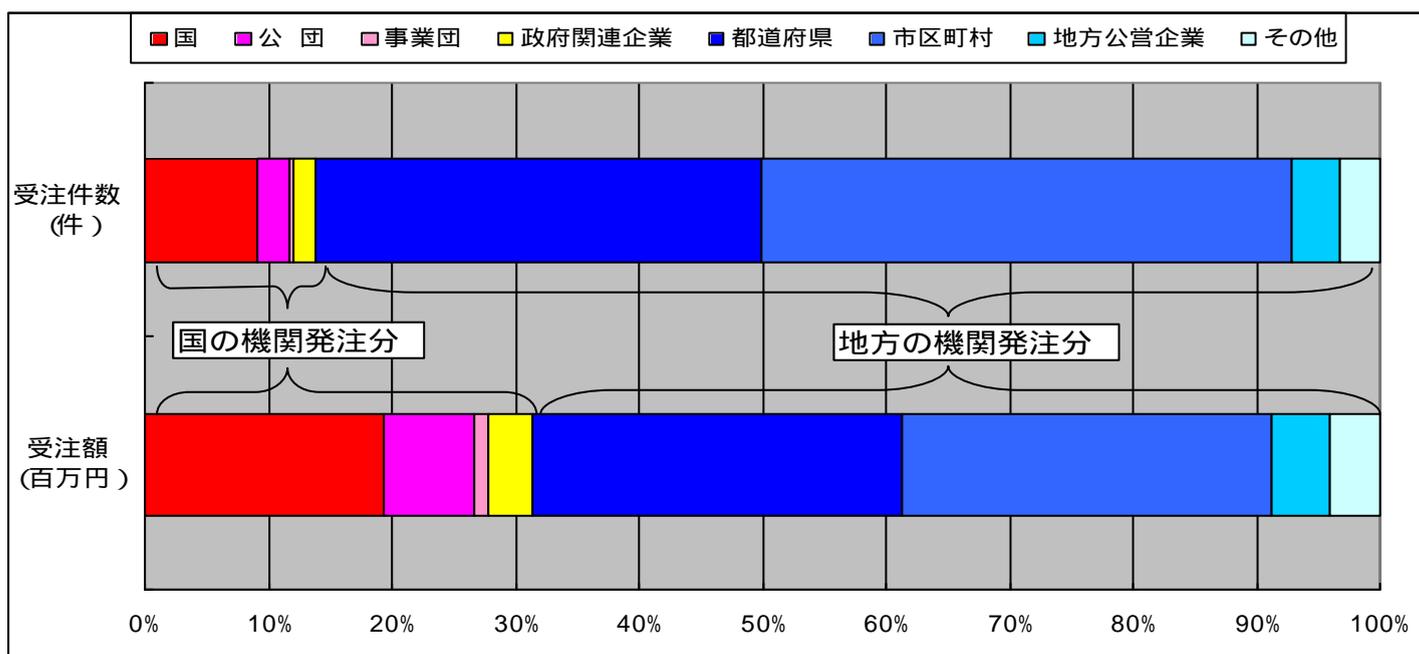
- 1 . 発注機関別受注状況
- 2 . 適正化措置の実施の状況
 - (1) 指名基準の公表
 - (2) 第三者機関の設置
 - (3) 工事費内訳書の提出
 - (4) 予定価格・最低制限価格の公表の状況
 - (5) 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の状況
 - (6) 工事成績評定の公表の状況
- 3 . 都道府県・政令市における入札契約制度
 - (1) 一般競争入札の導入状況
 - (2) 指名競争入札の導入状況
- 4 . 技術職員のいない市町村の割合

発注機関別受注状況（1件500万円以上の工事）

すべての公共工事の発注のうち、件数ベースで86.2%を、金額ベースで68.5%を地方の機関の発注が占めている。

平成14年度計

発注機関	機関	受注件数（件）		受注額（百万円）	
		件数	割合	金額	割合
国の機関	国	24,788	9.2%	3,006,785	19.4%
	公団	6,940	2.6%	1,130,377	7.3%
	事業団	969	0.4%	161,227	1.0%
	政府関連企業	4,712	1.7%	575,744	3.7%
	小計	37,409	13.8%	4,874,133	31.5%
地方の機関	都道府県	97,612	36.0%	4,622,391	29.9%
	市区町村	116,690	43.1%	4,620,952	29.9%
	地方公営企業	10,239	3.8%	754,746	4.9%
	その他	8,875	3.3%	597,646	3.9%
	小計	233,416	86.2%	10,595,736	68.5%
合計		270,825	100.0%	15,469,869	100.0%



資料：国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課
建設工事受注動態統計調査（平成14年度分）

（参考）平成14年度 入札契約適正化法及び適正化指針に基づく措置状況調査
調査対象機関

国	19機関
特殊法人等	40機関
都道府県	47団体
指定都市	12団体
市区町村	3229団体

地方公共団体における指名基準の公表について

(平成15年3月末現在)

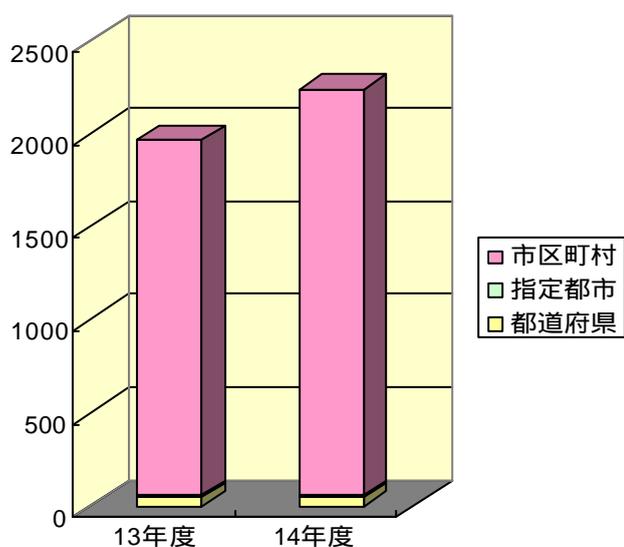
恣意的な指名が行われることを防止するためには、あらかじめ指名基準を作成し、これを公表することが有効であること等から、入札契約適正化法により、各発注者にその公表を義務付けている。

しかしながら、対応が遅れている市区町村も少なくなく、すでに公表している市区町村は全体の7割程度に止まっている。

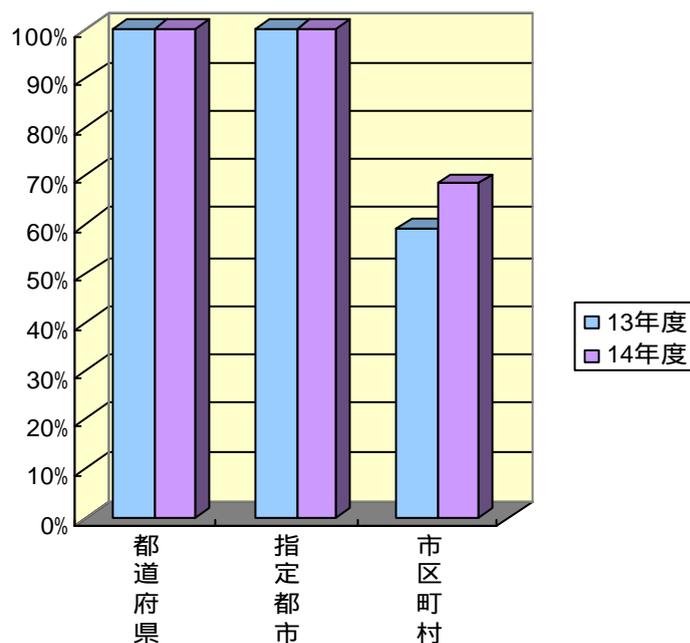
	公表済み		公表予定		未策定	
	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度
都道府県	47	47	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
指定都市	12	13	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市区町村	1910	2180	627	439	690	573
	59.2%	68.3%	19.4%	13.8%	21.4%	17.9%
計	1969	2240	627	439	690	573
	59.9%	68.9%	19.1%	13.5%	21.0%	17.6%

指名競争入札を行っていない発注者を除く。

公表済み団体数の推移



公表済み団体数の割合の推移



地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関等の設置状況について

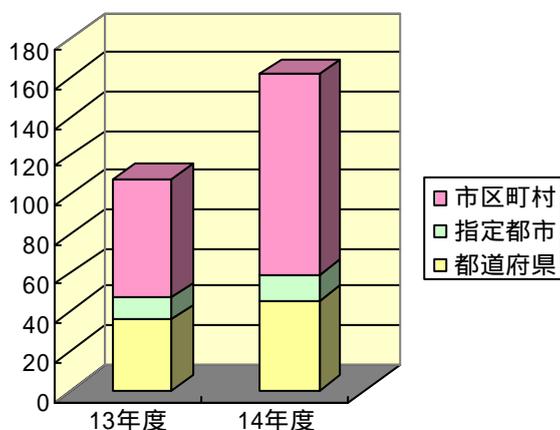
(平成15年3月末現在)

第三者として入札契約の過程、内容をチェックする入札監視委員会等については、国土交通省においては平成6年に設置され、15年度までにすべての都道府県及び指定都市においても設置されているが、市区町村での設置は3%程度に止まっている。

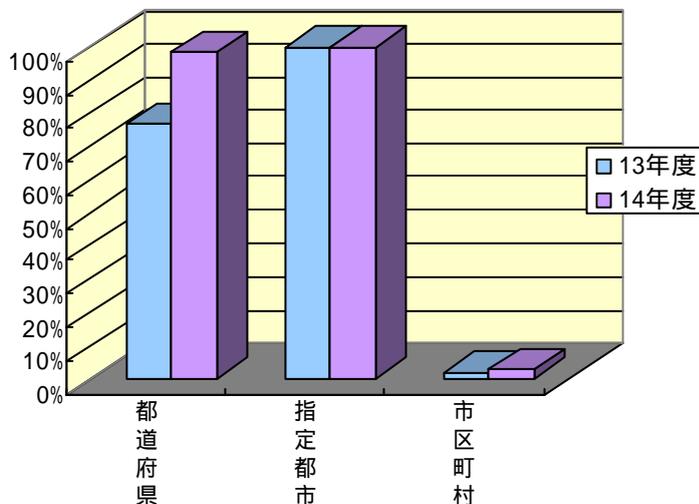
	設置済み		設置予定		未設置	
	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度
都道府県	36	45	4	2	7	0
	76.6%	95.7%	8.5%	4.3%	14.9%	0.0%
指定都市	12	13	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市区町村	60	103	115	224	3054	2869
	1.9%	3.2%	3.6%	7.0%	94.5%	89.8%
計	108	161	119	226	3061	2869
	3.3%	5.0%	3.6%	6.9%	93.1%	88.1%

第三者機関の設置には、監査委員の活用等を含む。

設置済み団体数の推移



設置済み団体数の割合の推移



地方公共団体における入札時における工事費内訳書の提出について

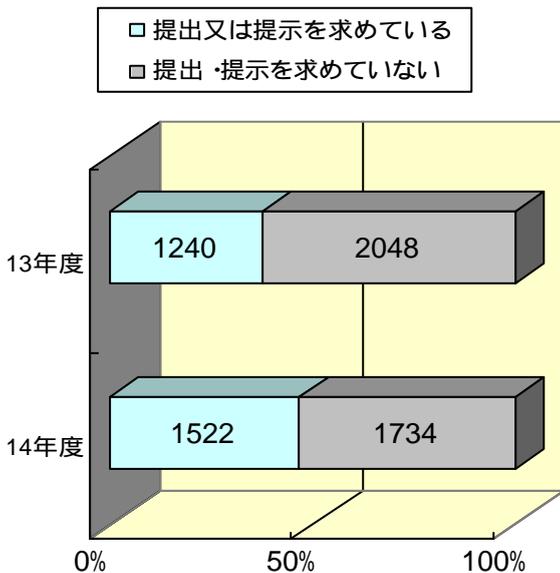
(平成15年3月末現在)

入札時における工事費内訳書の提出については、通常、受注予定者以外の入札参加者は十分な積算を行わないことから、談合の防止に有効であるほか、ダンピングの防止にも資するものである。

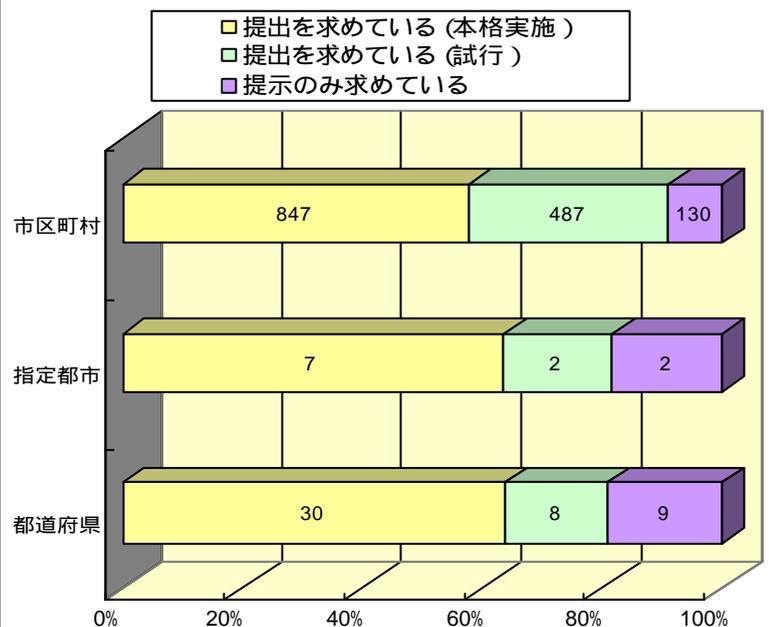
しかしながら、過半数の市区町村が、提出・提示とも求めておらず、都道府県、指定都市のような大規模団体においても、十分な対応がなされていないケースがある。

	提出を求めている (本格実施)		提出を求めている (試行)		提示のみ求めている		提示・提出を求 めていない	
	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度
都道府県	26	30	7	8	10	9	4	0
	55.3%	63.8%	14.9%	17.0%	21.3%	19.2%	8.5%	0.0%
指定都市	7	7	2	2	1	2	2	2
	58.3%	53.8%	16.7%	15.4%	8.3%	15.4%	16.7%	15.4%
市区町村	679	847	387	487	121	130	2042	1732
	21.0%	26.5%	12.0%	15.2%	3.8%	4.1%	63.2%	54.2%
計	712	884	396	497	132	141	2048	1734
	21.7%	27.1%	12.0%	15.3%	4.0%	4.3%	62.3%	53.3%

内訳書の提出又は提示を求めている発注者の割合



提出又は提示を求めている発注者の内訳 (平成14年度)



地方公共団体における予定価格の公表について

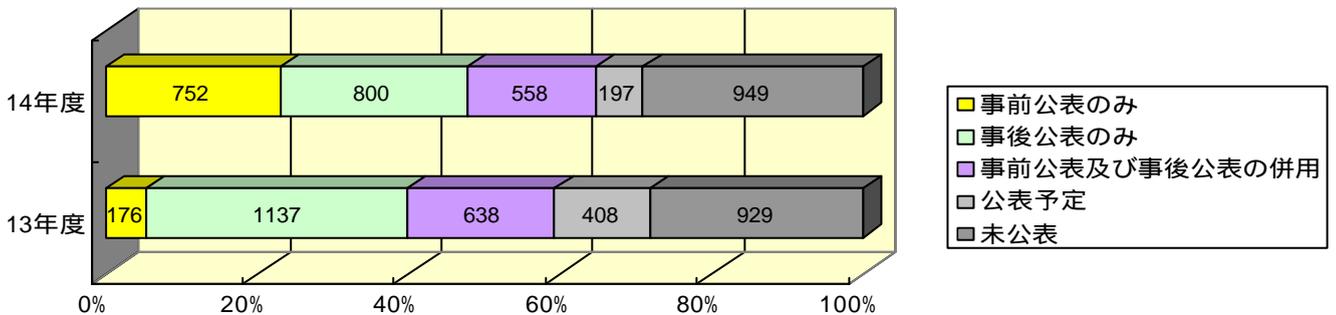
(平成15年3月末現在)

予定価格の事前公表については、予定価格漏洩を防止し、職員の不正行為防止に資するものであるが、落札価格が高止まりする、十分な積算も行わない不良不適格業者の参入を容易にするといった懸念もある。

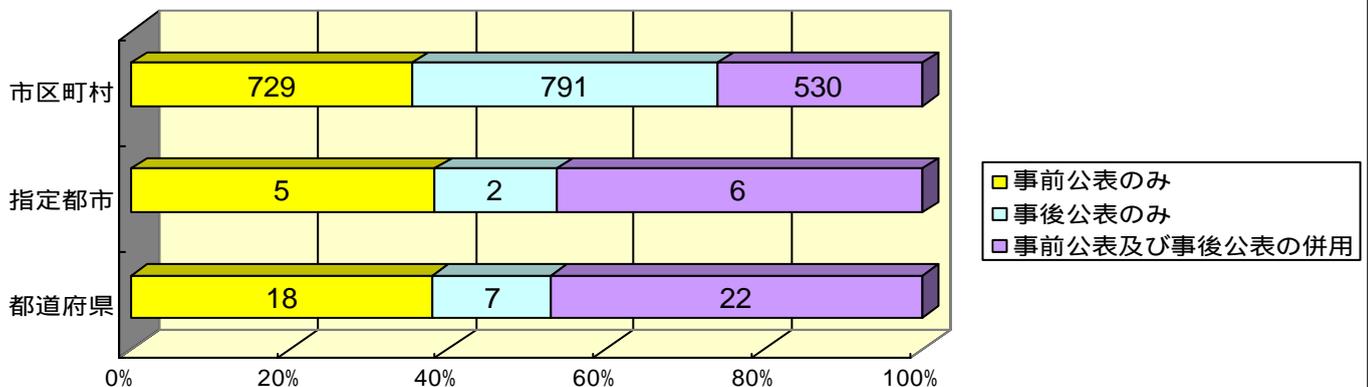
13年度と14年度を比較すると、公表を行う団体数は横這いであるが、事後公表が減少し、事前公表が増加する傾向となっている。

	事前公表のみ		事後公表のみ		事前公表及び事後公表の併用		公表予定		未公表	
	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度
都道府県	4	18	17	7	26	22	0	0	0	0
	8.6%	38.3%	36.2%	14.9%	55.3%	46.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
指定都市	1	5	3	2	8	6	0	0	0	0
	8.3%	38.4%	25.0%	15.4%	66.7%	46.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市区町村	171	729	1117	791	604	530	408	197	929	949
	5.3%	22.8%	34.6%	24.8%	18.7%	16.5%	12.6%	6.2%	28.8%	29.7%
計	176	752	1137	800	638	558	408	197	929	949
	5.4%	23.1%	34.6%	24.5%	19.4%	17.0%	12.4%	6.1%	28.3%	29.1%

全地方公共団体における予定価格の公表状況



予定価格を公表している団体における公表の時期(平成14年度)



地方公共団体における最低制限価格の公表について

(平成15年3月末現在)

最低制限価格については、この制度を導入している団体の約4割がこれを公表している。

最低制限価格の公表については、予定価格の事前公表と併用する場合は、最低制限価格と同額で複数の者が入札する事態が生じやすく、いわゆる抽選落札を招くことが少なくない。

	公表済み		公表予定		未公表	
	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度
都道府県	22 55.0%	27 65.8%	5 12.5%	2 4.9%	13 32.5%	12 29.3%
指定都市	6 66.7%	8 80.0%	1 11.1%	1 10.0%	2 22.2%	1 10.0%
市区町村	615 34.6%	674 38.2%	198 11.1%	184 10.4%	967 54.3%	912 51.4%
計	643 35.2%	709 39.0%	204 11.1%	187 10.3%	982 53.7%	925 50.7%

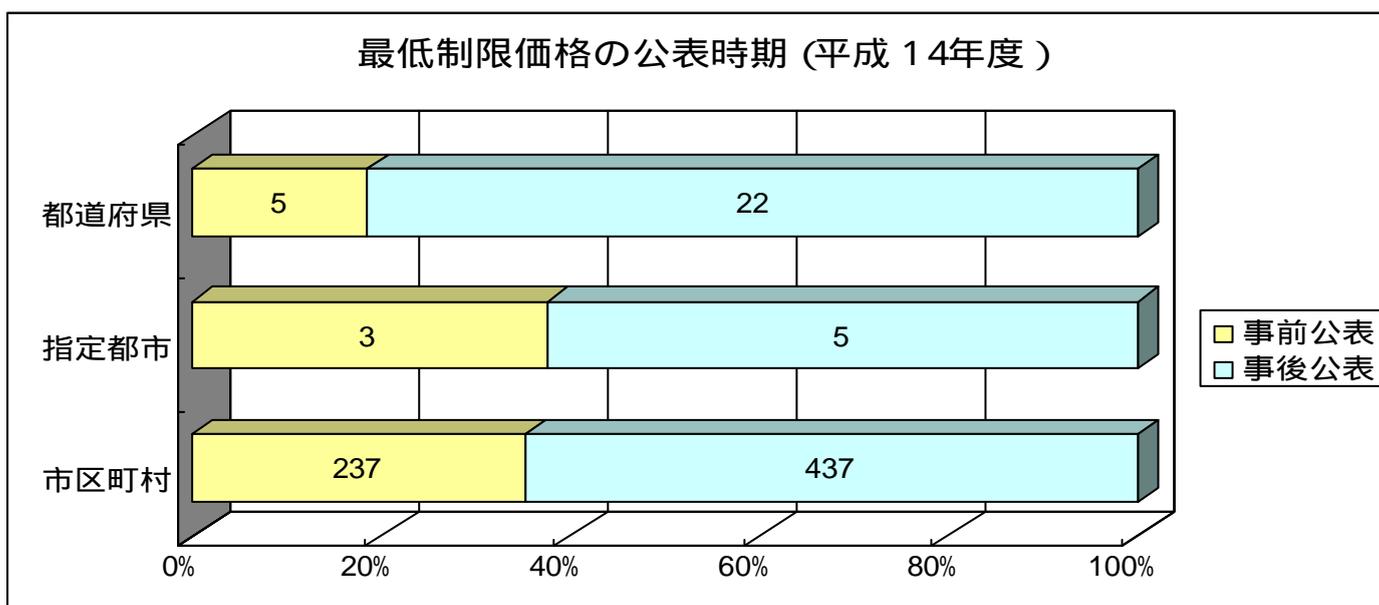
最低制限価格制度を採用していない発注者を除く。

都道府県 6 団体 (H14.3時点 7 団体)

指定都市 3 団体 (H14.3時点 3 団体)

市区町村 1426 団体 (H14.3時点 1449 団体)

最低制限価格の公表時期 (平成14年度)

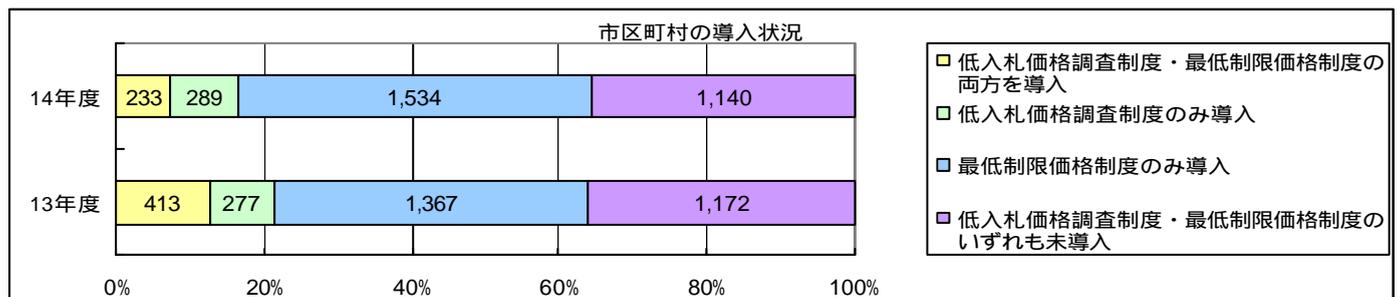
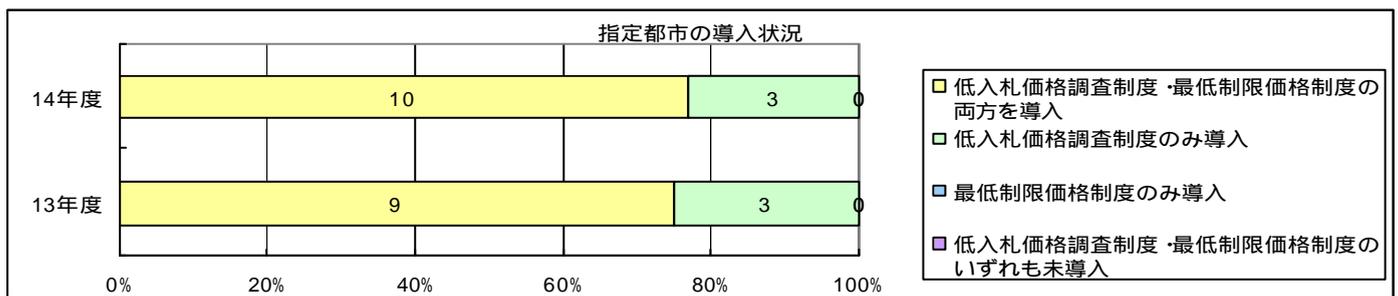
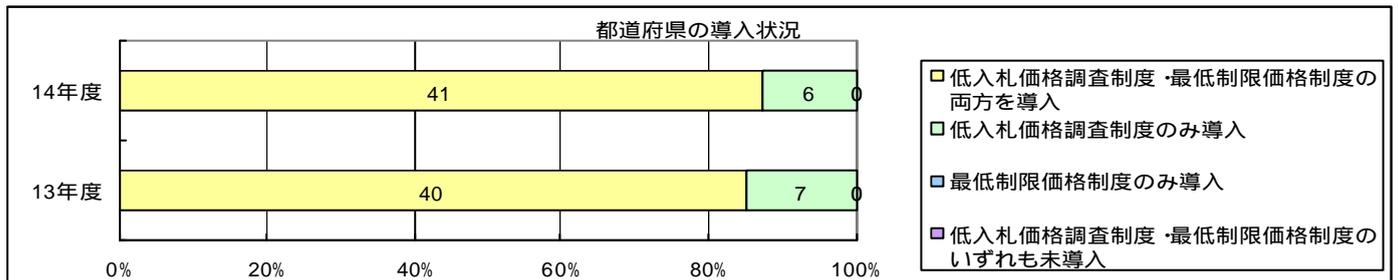


地方公共団体における低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況

(平成15年3月末現在)

会計法の適用を受ける国の機関では、一定の価格以下で落札した建設業者について、適正な施工の可否等を調査する低入札価格調査制度が実施されているが、地方自治体では、一定の価格以下での入札を一律に無効にする最低制限価格制度を導入している団体が多い。

	低入札価格調査制度・最低制限価格制度の両方を導入		低入札価格調査制度のみ導入		最低制限価格制度のみ導入		低入札価格調査制度・最低制限価格制度のいずれも未導入	
	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度
都道府県	40	41	7	6	0	0	0	0
	85.1%	87.2%	14.9%	12.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
指定都市	9	10	3	3	0	0	0	0
	75.0%	76.9%	25.0%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市区町村	413	233	277	289	1,367	1,534	1,172	1,140
	12.8%	7.3%	8.6%	9.0%	42.3%	48.0%	36.3%	35.7%
計	462	284	287	298	1,367	1,534	1,172	1,140
	14.1%	8.7%	8.7%	9.2%	41.6%	47.1%	35.6%	35.0%

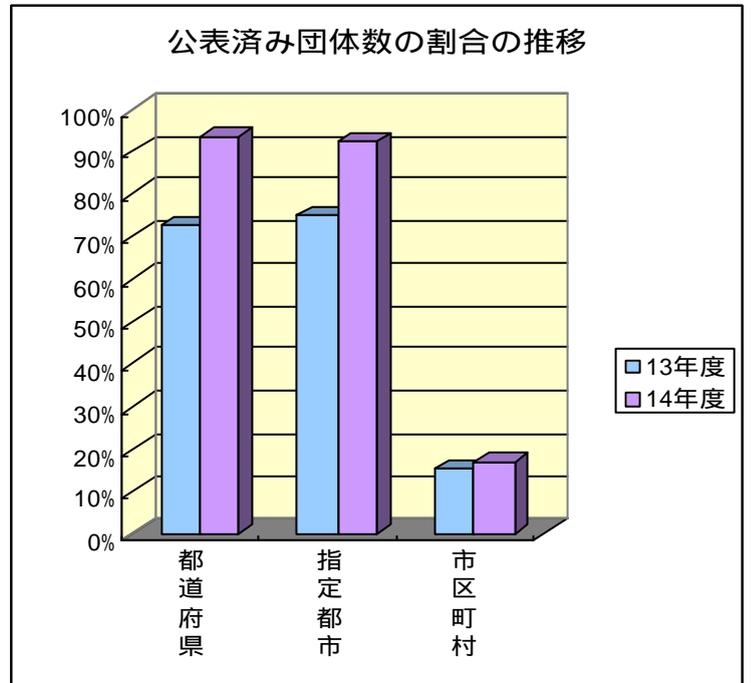
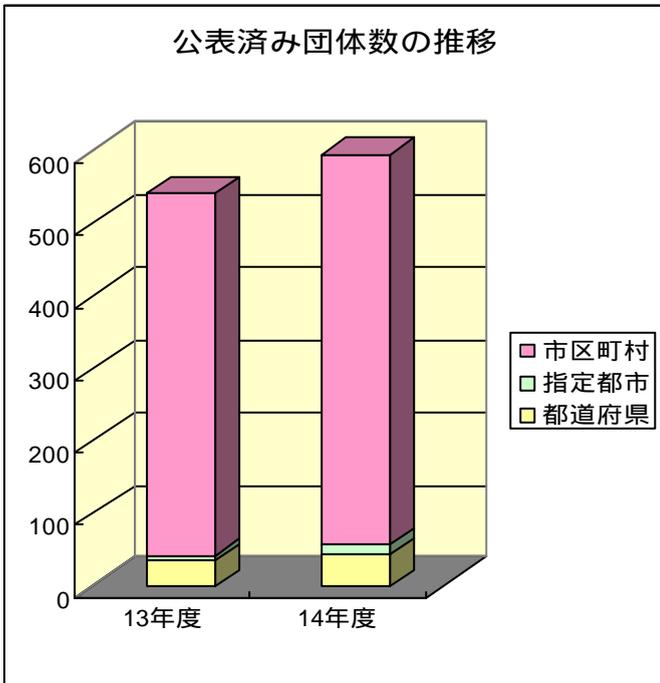


地方公共団体における工事成績評定要領の公表について

(平成15年3月末現在)

工事成績評定の要領は、工事の品質を確保するために重要な役割を果たすものであるが、その策定、公表の状況は、必ずしも十分ではなく、公表済み団体は1/5以下となっている。

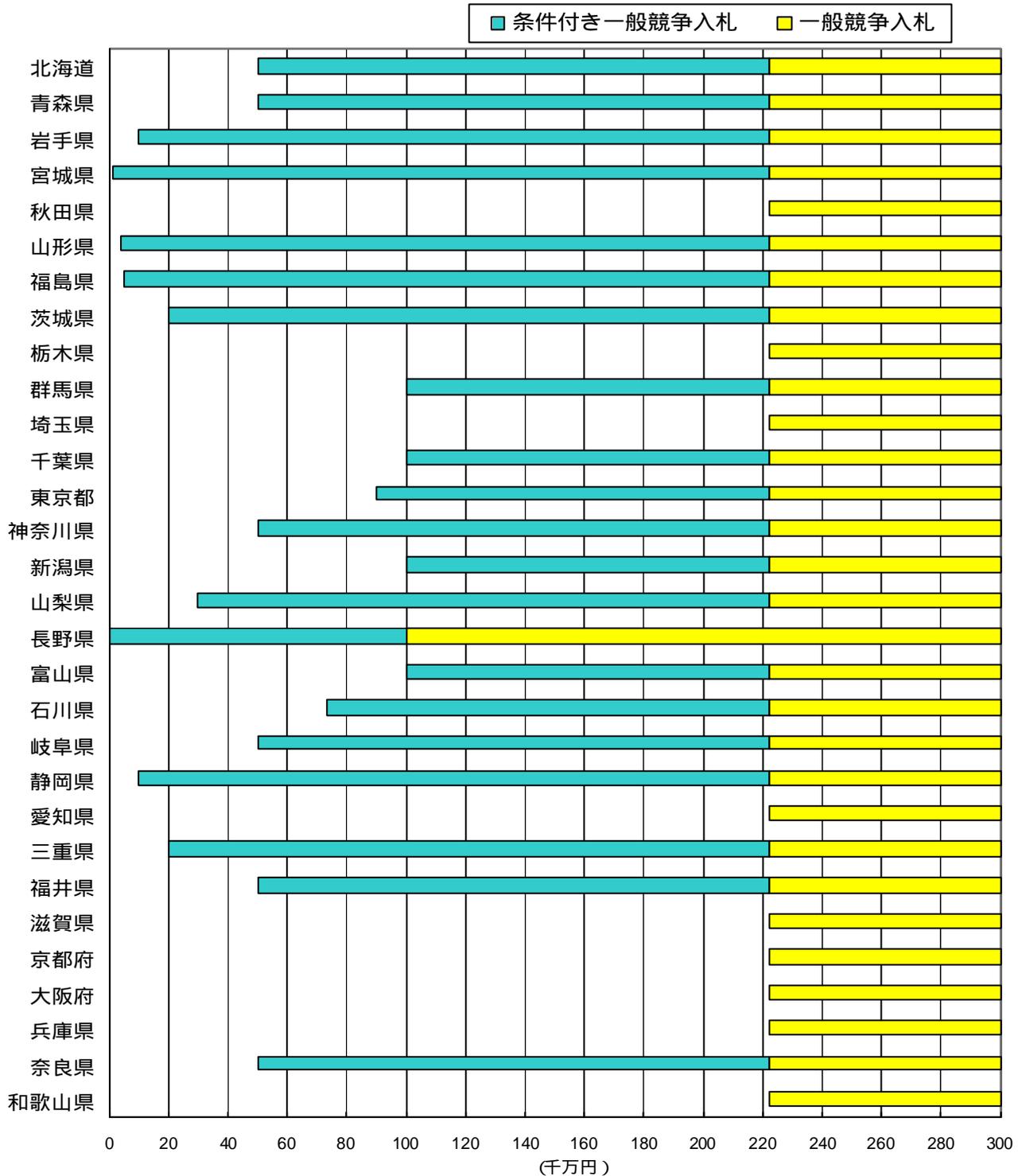
	公表済み		公表予定		未公表		未策定	
	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度	13年度	14年度
都道府県	34	44	8	2	5	1	0	0
	72.4%	93.6%	17.0%	4.3%	10.6%	2.1%	0.0%	0.0%
指定都市	9	12	1	1	2	0	0	0
	75.0%	92.3%	8.3%	7.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%
市区町村	498	539	272	246	760	737	1699	1674
	15.4%	16.9%	8.4%	7.7%	23.6%	23.0%	52.6%	52.4%
計	541	595	281	249	767	738	1699	1674
	16.5%	18.3%	8.5%	7.6%	23.3%	22.7%	51.7%	51.4%



地方公共団体における一般競争入札の導入状況 (1/ 2)

(平成 15年 11月末現在)

WTO協定等により、22.3億円以上の調達については一般競争入札を行うこととされているが、これ以下の規模の工事についても、多くの都道府県で、一般競争入札が導入されている。

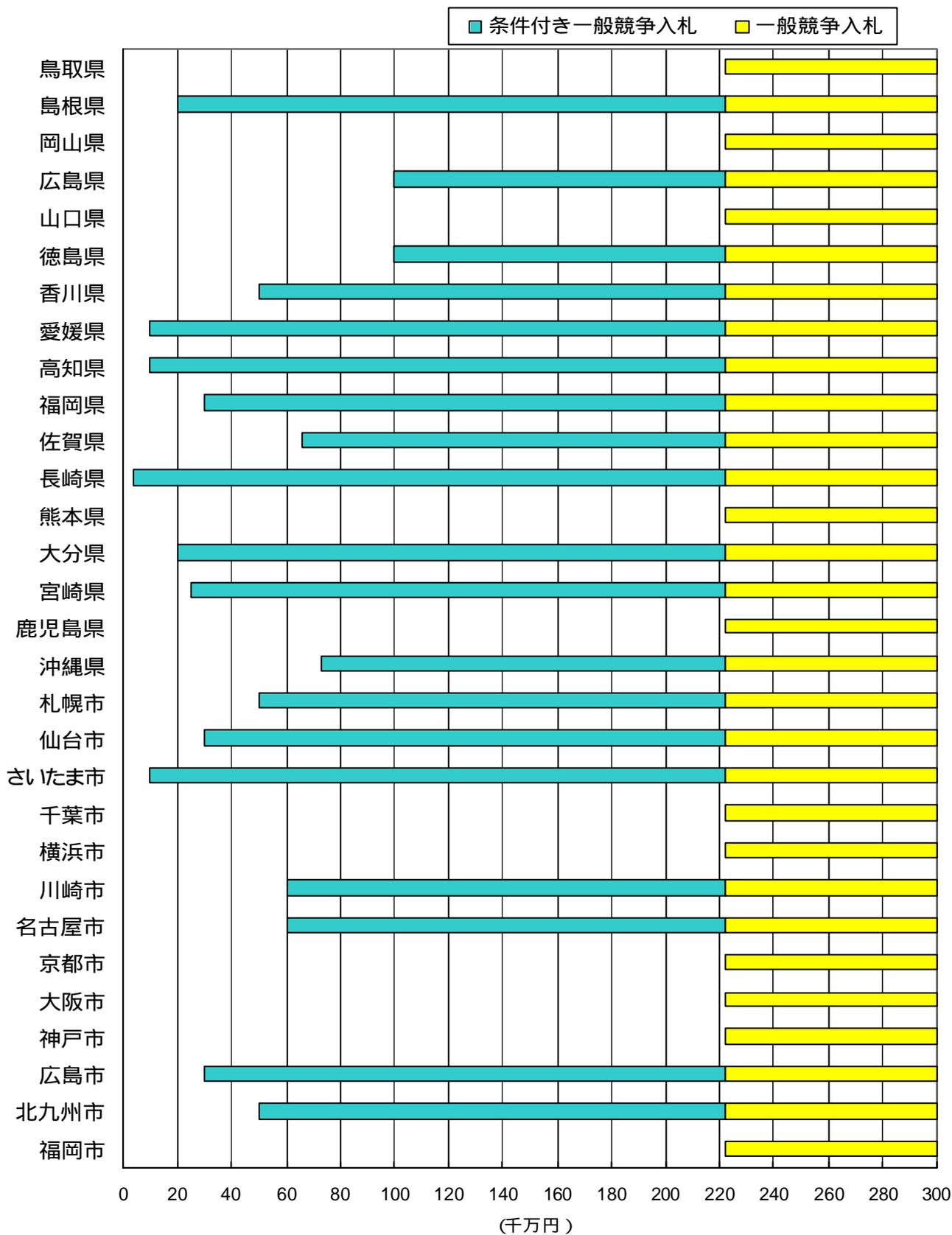


(注1) 「条件付き一般競争入札」については、特例政令で認められる以外の要件 (例えば地域要件、ランク等) を付すものを指す。

(注2) 長野県については、受注希望型競争入札 (入札後審査型の郵便入札で条件付き一般競争入札の一種) が標準。22.3億円未満の工事では、一般競争入札は事実上実施していない。

地方公共団体における一般競争入札の導入状況 (2/ 2)

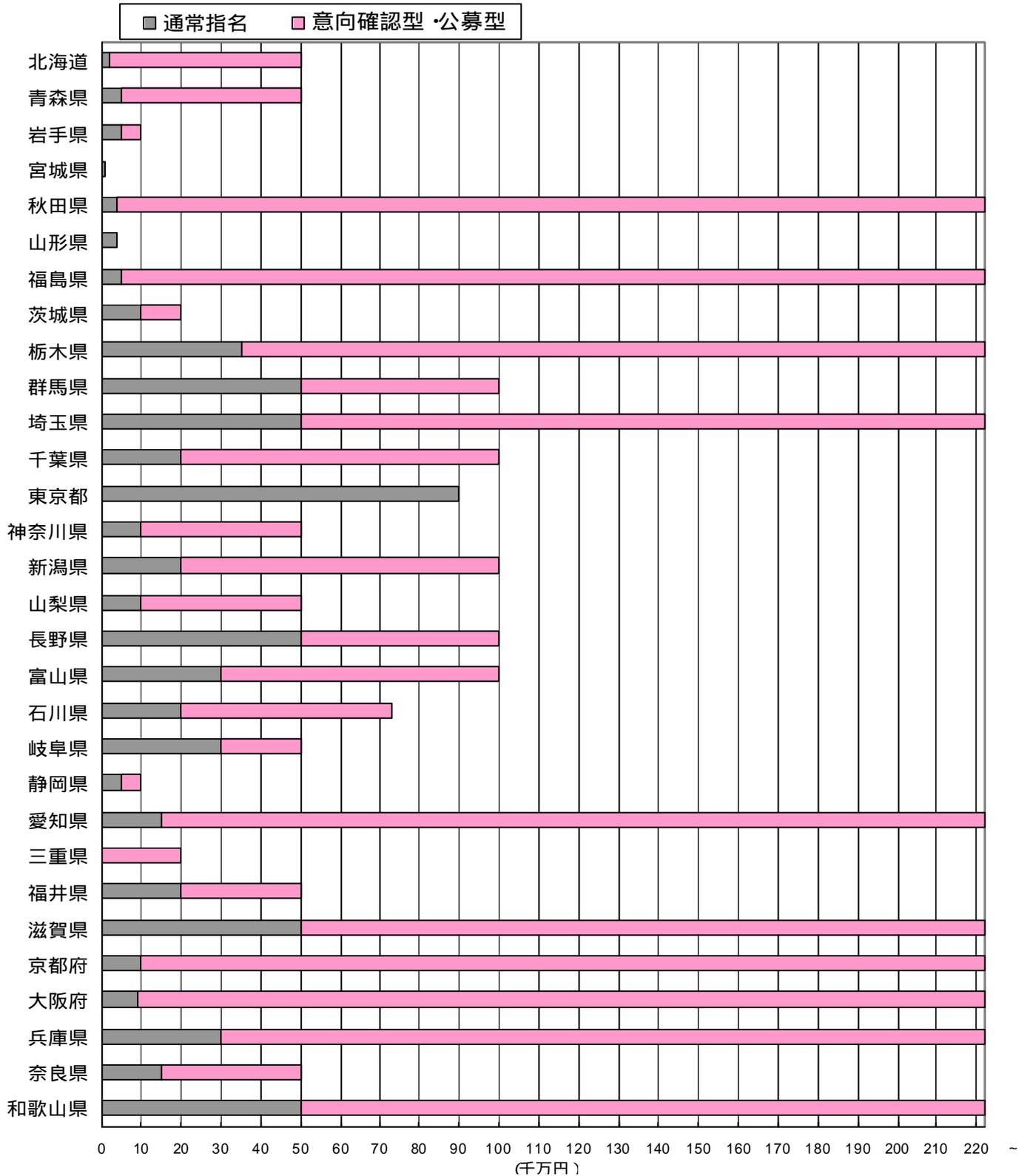
(平成 15年 11月末現在)



地方公共団体における指名競争入札の導入状況 (1/2)

(平成15年11月末現在)

指名競争入札については、入札参加意欲の確認を行ったり、簡易な技術資料の提出を求めた上で指名を行うことで、建設業者の技術力や受注意欲を反映する方式の導入が進められている。



地方公共団体における指名競争入札の導入状況 (2/ 2)

(平成 15年 11月末現在)



市町村の技術職員在籍状況について

小規模な自治体は技術職員が十分に在籍しておらず、一人も技術職員が在籍していない市町村数も全体の約26%に上っている。

区分	土木技師がいない市町村		建築技師がいない市町村		土木技師も建築技師もいない市町村	
	市町村数	比率 (%)	市町村数	比率 (%)	市町村数	比率 (%)
市 (政令市含む)	14	2.8	31	6.1	10	2.0
町	439	28.9	993	65.3	422	27.8
村	206	51.9	331	83.4	202	50.9
合計	659	27.2	1355	55.9	634	26.1

出典：(社)全国建設業協会「市町村における技術系職員数の調査結果(2000年4月)」

各都道府県建設業協会が都道府県を通じて調査を実施。回答があった数値を合計。